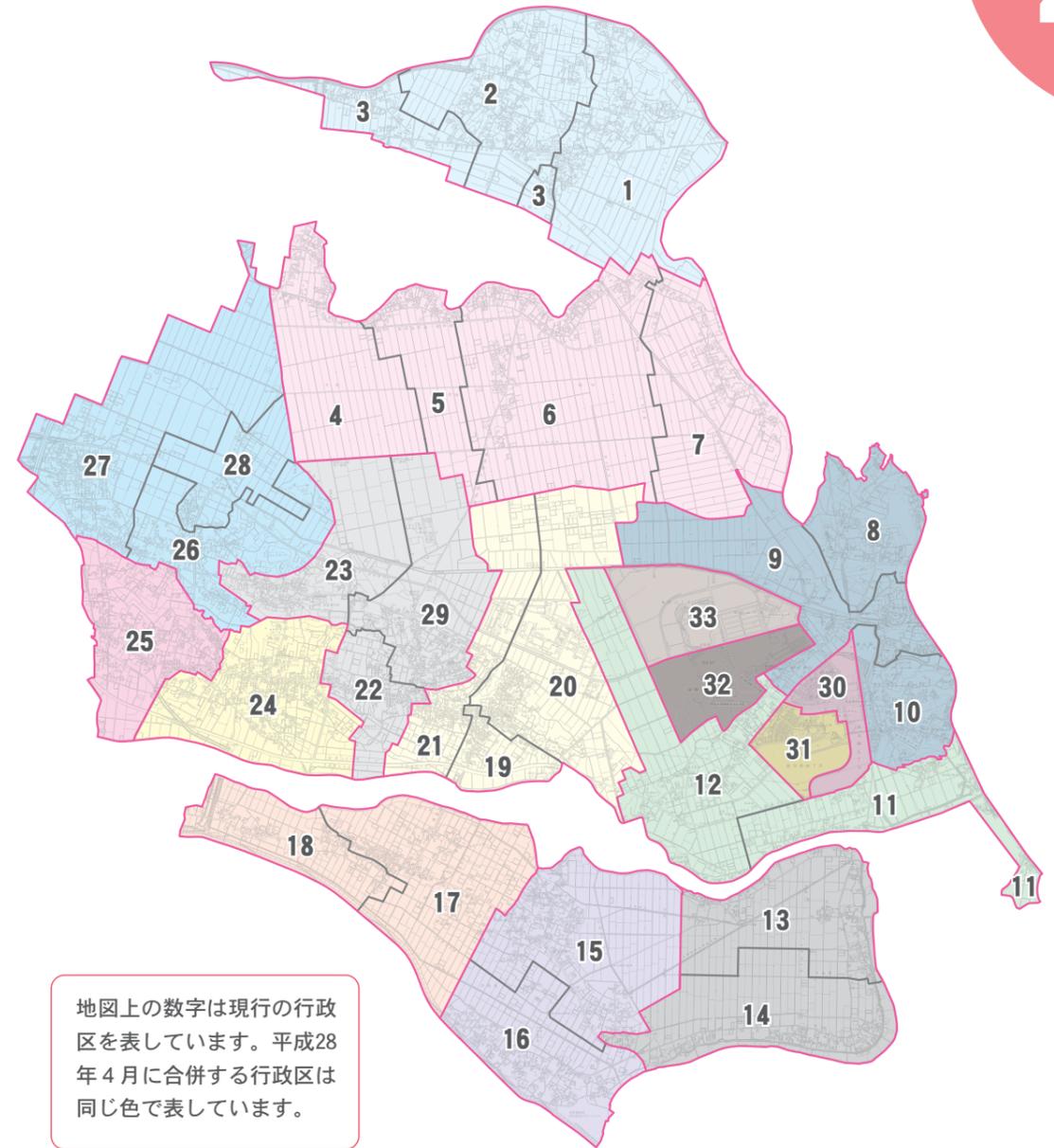


平成28年  
4月

# 行政区再編

33 行政区から 16 行政区へ



地図上の数字は現行の行政区を表しています。平成28年4月に合併する行政区は同じ色で表しています。

| 北地区    |     |     |     |     |     |     | 東地区 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 現行     | 1区  | 2区  | 3区  | 4区  | 5区  | 6区  | 7区  | 8区  | 9区  | 10区 | 11区 | 12区 | 30区 | 31区 | 32区 | 33区 |     |
| 世帯数    | 167 | 184 | 74  | 70  | 50  | 141 | 68  | 105 | 119 | 138 | 104 | 108 | 187 | 344 | 206 | -   |     |
| 再編後世帯数 | 425 |     |     | 329 |     |     | 362 |     |     | 212 |     | 187 | 344 | 206 | -   |     |     |
| 南地区    |     |     |     |     |     |     | 西地区 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 現行     | 13区 | 14区 | 15区 | 16区 | 17区 | 18区 | 19区 | 20区 | 21区 | 22区 | 23区 | 29区 | 24区 | 25区 | 26区 | 27区 | 28区 |
| 現行     | 100 | 113 | 136 | 126 | 127 | 92  | 92  | 131 | 160 | 121 | 115 | 159 | 299 | 215 | 116 | 177 | 45  |
| 再編後世帯数 | 213 |     | 262 |     | 219 |     | 383 |     |     | 395 |     | 299 | 215 | 338 |     |     |     |

※ここでの世帯数は行政区に加入している世帯数を表しています

## データで見る板倉町の人口の推移

※群馬県移動人口調査結果、群馬県統計年鑑より一部抜粋

|       | 町の人口   | 出生者数 | 死亡者数 | 高齢化率(%) |
|-------|--------|------|------|---------|
| 平成18年 | 16,216 | 75   | 180  | 22.3    |
| 平成19年 | 16,248 | 83   | 179  | 22.7    |
| 平成20年 | 16,292 | 93   | 192  | 23.2    |
| 平成21年 | 16,186 | 95   | 210  | 23.5    |
| 平成22年 | 16,073 | 104  | 194  | 23.4    |
| 平成23年 | 15,959 | 87   | 204  | 23.9    |
| 平成24年 | 15,859 | 92   | 184  | 24.8    |
| 平成25年 | 15,701 | 81   | 229  | 25.8    |

## 行政区再編Q & A

**Q. 行政区を再編すると解消される地域の課題とはどんなものがありますか？**

**A.** ○行政区内に小学生が1人もおらず、子ども関連行事が全くできないために単独での地域活動が衰退している。  
○高齢化が進み、行政区役員などの選出が困難。  
○地域のつながりが弱まり、地域活動の参加者が不足。

**Q. 今、行政区を再編するのはなぜですか？**

**A.** 行政区を再編しても、すぐにその効果が表れるものではありません。統合後の行政区全体の一体感が高まることで、初めて地域活動の活性化が図られます。それまでには概ね5～10年の期間を要すると思われます。そのため、特に課題を抱えていない行政区であっても、将来を見据えて今から取り組む必要があるためです。

**Q. 行政区役員（区長、副区長、会計など）の構成人数はどうなりますか？**

**A.** 区長、副区長、会計各1人、書記1人（現4～7行政区のみ）、総代若干名、班長は必要に応じて若干名（現「隣組長、伍長」は役職名を「班長」に統一します）

**Q. 行政区再編区域はどのような基準で設定しましたか？**

**A.** 全行政区長がそれぞれの行政区役員などから意見を伺い、次の基準を踏まえて設定しました。

- 現行の行政区域を分割しない。
- 将来的な人口の減少を見据え、行政区規模（加入世帯数）を概ね300～400世帯とする。
- 行政区規模格差を現行の約8倍から2倍以内となるよう準化を図る。

**Q. 新しい行政区の名称はどうなりますか？**

**A.** これまでと同様に「1区、2区といった数字による名称」または「字名などの地名による名称」などが考えられます。行政区長を中心に協議・検討していきます。

## 行政区再編の経緯

行政区は、町と住民を結び、地域づくりの柱となる重要な組織です。しかしながら、地域のつながりの希薄化や価値観の多様化が進み、複雑化した課題を地域ごとに抱えている状況が全国的な問題となつていきます。特に過疎地域では、集落人口の半数以上が65歳以上の高齢者（いわゆる「限界集落」という状況に陥つたために地域活動を全く行うことができないという従

来の地域コミュニティ（行政区）の枠組みでは解決できない深刻な課題に直面している事例も増加しています。この流れは板倉町でも例外ではありません。左表が示すとおり、町では出生者数に比べ、死亡者数のほうが上回る傾向が続いています。また、町民のうち65歳以上の占める割合を示す高齢化率も上昇傾向にあり、これらの傾向は継続すると推測されます。

より地域活動に支障を来している行政区の区長からの要望を受け、平成25年8月から地域を代表する行政区長との協議により、町全域を対象とした行政区再編に取り組んでいます。

## 行政区再編計画を策定

平成26年5月に設置した行政区再編検討委員会での意見・提言を受け、現行の33行政区を16行政区に再編する「板倉町行政区再編計画」が策定されました。この計画に基づき、再編対象となる27の行政区において再編区域ごとに行政区役員と町とで協議を重ね、関係区民説明会を経て、すべての再編対象行政区総会での承認による合意形成が図られました。

## 力を合わせ地域づくり

の調整を総合的に実施します。地域では、固有の文化や伝統、風習があります。課題を解決するための方策もさまざまです。お住まいの地域にある課題を皆さんと一緒に考え、課題解決のために新行政区内の皆さんが力を合わせる第一歩となりますので、積極的に話し合います。問合せ 行政安全係 内線121